

最高裁秘書第4637号

令和元年9月18日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 中村

慎



司法行政文書開示通知書

平成31年2月13日付け（同月15日受付，最高裁秘書第813号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

園部逸夫裁判官の履歴書（片面で9枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

1の文書には，個人識別情報（本籍地等）が記載されており，これらの情報は，行政機関情報公開法第5条第1号に定める不開示情報に相当することから，これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

1丁

年	号	月	日	事	項	序	名
出生地					出生の年月日	昭和四年四月一日	氏名
現住所					旧氏名		その部へいつお
本籍							夫お

年	号	月	日	事	項	序	名
二九	三	二四	四	一			
				京都大学法学部卒業			
				文部教官	(助手法学部)に採用する		

履歴書用紙				裁判所			
年	号	月	日	事	項	序	名
				助教授(法学部)に昇任させる			

年	号	月	日	事	項	序	名
				アメリカ合衆国へ出張を命ずる			
				昭和三十二年九月十二日 出発			
				昭和三十四年九月十日 帰着			

履歴書用紙

裁判所

年号	月日	事	項	庁名
昭和三十九年	八月五日	タイ國、マレーシア連邦および中華民国の各國へ出張を命ずる		京都大學
昭和三十九年	九月二日	（昭和三十九年九月二日 出発）		
昭和三十九年	十月二十八日	（昭和三十九年十月二十八日 帰着）		
昭和三十八年	八月五日	昭和三十八年度京都大學大學院法學研究科担当を命ずる		

“	“	“	“	“
三	“	京都大學大學院法學研究科担当を命ずる		
一五	“			
“		アメリカ合衆國、連合王國、スイス國、フランス國		

國部逸夫

履歴書用紙			裁判所	
年号	月日	事項	庁名	
昭和四四	三一〇	カナダ国およびアメリカ合衆国へ出張を命ずる 〔昭和四十四年三月十二日 出発〕 〔昭和四十四年四月二十一日 帰着〕	京都大学	
"	三三二	辞職を承認する	文部省	
"	四一	(退職手当を支給しない) 判事兼簡易裁判所判事に任命する	内閣	
"	"	東京地方裁判所判事に補する		
"	"	兼ねて東京家庭裁判所判事に補する 東京簡易裁判所判事に補する	最高裁判所	
"	"	東京高等裁判所判事の職務代行を命ずる	東京高等裁判所	
およびドイツ連邦共和国の各国へ出張を命ずる				
〔昭和四十二年三月三十日 出発〕				
〔昭和四十二年六月二十九日 帰着〕				
			園部逸夫	

履歴書用紙			事項	裁判所
年	号	月日		
昭和五五	三	三三	裁判所法第四十條第三項の規定により判事任期終了	内閣
"	四	一	判事に任命する	内閣
"	"	"	東京地方裁判所判事に補する	内閣
"	"	"	最高裁判所裁判所調査官に充てる	"
"	"	"	司法試験(第二次試験) 審査委員に任命する	"
"	"	"	任期は昭和五十六年十二月三十一日までとする	"
"	"	"	最高裁判所上席調査官を命ずる	最高裁判所
"	"	"	部の事務を総括するものに指名する	"
"	"	"	東京地方裁判所判事に補する	"
"	"	"	最高裁判所裁判所調査官に充てる	"
"	"	"	部の事務を総括するものに指名する	"
"	"	"	前橋地方裁判所判事に補する	"
"	"	"	兼ねて前橋家庭裁判所判事に補する	"
"	"	"	部の事務を総括するものに指名する	"
"	"	"	兼官を免ずる	内閣
"	"	"	東京高等裁判所判事に補する	最高裁判所
"	"	"	前橋地方裁判所判事に補する	内閣
"	"	"	部の事務を総括するものに指名する	"
"	"	"	部の事務を総括するものに指名する	"
"	"	"	部の事務を総括するものに指名する	"
"	"	"	部の事務を総括するものに指名する	"

園部逸夫

園部逸夫

5丁

六 四 一〇 昭和六十一年度司法試験(第二次試験) 審査委員に	年 号 月 日	履 歴 書 用 紙	事 項	裁 判 所	庁 名	“	“	“	“	“	“	“	“		
						“	“	“	“	“	“	“	“	“	
						“	“	“	“	“	“	“	“	“	“
						六〇	一	一	部の事務を総括するものに指名する	部の事務を総括するものに指名する	“	“	“	“	“
						六〇	三	三〇	願に依り本官を免する	願に依り本官を免する	内	関			
						四	一	一	文部教官 に採用する	(筑波大学教授社会科学系 に採用する)					
						“	“	“	筑波大学大学院社会科学研究科の担当を命ずる	“					
						“	“	“	“	“					
						“	“	“	“	“					
						“	四	一	最高裁判所裁判所調査官に充てることを解く	最高裁判所					

履歴書用紙		裁判所					
年	号	月	日				
事	項	庁	名				
六二	一	五	昭和三十二年 司法試験(第二次試験) 審査委員に 併任する				
	三	三一	併任の期間は昭和六十二年十二月三十一日までとする る	法務省			
	三	三一	辞職を承認する	文部省			
	四	一	成蹊大学教授(法学部)就任 大学院法学政治学研究科(博士前期・後期課程)授 業担当、研究指導資格		成蹊大学		
	五	一	筑波大学第一学群長に併任する 併任の期間は昭和六十二年三月三十一日までとする			文部省	
			地方制度調査会委員に任命する (任期は昭和六十三年五月二十日まで)			内閣	
			併任する 併任の期間は昭和六十一年十二月三十一日までとする る			法務省	圓部逸夫

履歴書用紙

裁判所

年 号 月 日 事 項 庁 名

園部逸夫

“	“	三〇	昭和六十二年 昭和三十二年 十二月三十一日までとする	任命する	昭和三十二年 昭和三十二年 十二月三十一日までとする	法務省
---	---	----	----------------------------------	------	----------------------------------	-----

“	六三	一	四	昭和三十三年度司法試験(第二次試験) 審査委員に 任命する	昭和三十三年度司法試験(第二次試験) 審査委員に 任命する	法務省
---	----	---	---	----------------------------------	----------------------------------	-----

“	“	二八	地方制度調査会委員に任命する	(任期は昭和六十五年九月二十七日まで)	昭和三十四年度司法試験(第二次試験) 審査委員に 任命する	内閣
---	---	----	----------------	---------------------	----------------------------------	----

“	六四	一	四	昭和三十四年度司法試験(第二次試験) 審査委員に 任命する	昭和三十四年度司法試験(第二次試験) 審査委員に 任命する	法務省
---	----	---	---	----------------------------------	----------------------------------	-----

“	“	“	“	“	“	“
---	---	---	---	---	---	---



8丁

履歴書用紙				年号	月	日	事項	裁判所
				平成二	五	一四	司法修習生考試委員會委員と委嘱する	最高裁判所
				"	"	二一	最高裁判所判事に任命する	"
				"	"	"	成蹊大学退職	内閣
				"	"	"	願に依り地方制度調査会委員を免ずる	"
				平成三	五	一九	欧州各国における司法事情視察のため約十七	"
				平成四	一	二一	最高裁判所判例委員会委員を命ずる	"
				"	三	二四	欧州各国における司法事情視察のため約十七日間の予定で欧州各国に出張を命ずる	最高裁判所
				平成五	五	二六	平成五年五月十日 出発 平成五年五月二十六日 帰着	"
				"	七	一四	司法修習生考試委員會委員と委嘱する	"
				"	九	一二	簡易裁判所判事選考委員會委員と委嘱する	"
				"	八	一八	簡易裁判所判事選考委員會委員と委嘱する	"
				"	一	一八	最高裁判所判例委員会委員を免ずる	"
				"	五	一四	司法修習生考試委員會委員を委嘱する	"
				"	一〇	一六	我が国の民事司法改革についての	"

履歷書用紙																							
裁 判 所																							

園部逸夫

講演及び日英兩國の民事司法改革の諸

問題について英國司法首脳部と意見交換

を行うため約十日間の予定で英國に出張を

命ずる

最高裁判所

平成八年十一月八日 出発

平成八年十一月十七日 帰着

大韓民國憲法裁判所訪問等のため約七

日間の予定で同国に出張を命ずる

平成九年四月三十日 出発

平成九年五月六日 帰着

裁判所法第五十条の規定により最高裁判所判事定年退官

九  
二  
二  
六

〃  
一  
一  
三  
三  
一